

日の出町介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領(平成26年日の出町訓令第13号)の全部を改正する。

(通則)

第1条 介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第37条(指定居宅サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用)、「日の出町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年日の出町条例第10号)第3条の38(指定地域密着型サービスの事業において準用)、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)第27条(指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援事業において準用)、「日の出町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例」(平成30年日の出町条例第1号)第28条、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)第35条、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)第36条、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号)第34条、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年厚生労働省令第5号)第40条、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)第53条の10(指定介護予防サービス事業及び基準該当介護予防サービス事業において準用)、「日の出町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成27年日の出町条例第5号)第28条(指定介護予防サービス事業及び基準該当介護予防サービス事業において準用)、「日の出町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年日の出町条例第11号)第37条(指定地域密着型介護予防サービスの事業において準用)、「日の出町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(平成29年日の出町告示第38号)第13条、「日の出町通所型短期集中予防サービスに関する基準等を定める要綱」(平成29年日の出町告示第34号)第23条の規定による事故が発生した場合の日の出町(以下「町」という。)への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成23年23福保高介第203号)で規定する宿泊サービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する際に発生した事故についてもこの要領に定めるところにより町に報告するものとする。

(目的)

第2条 本要領は、介護保険サービスや宿泊サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から町に報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任や過失の有無にかかわらず、介護保険サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した事故(送迎中、通院中の事故を含む。)とし、原則、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの

例)転倒、徘徊による行方不明等

イ 施設の設備等に起因するもの

例)器物の落下等

ウ 感染症、食中毒及び疥癬の発生(「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日老発第0222001号)に準ずる。)

感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に定めるもののうち、次のものをいう。

(ア) 1から5類の感染症

(イ) 新型インフルエンザ等感染症

(ウ) (ア)に相当する指定感染症

(エ) 新感染症

エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故

オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

例)職員による利用者の金品着服、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等

カ 原因を特定できない場合

(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合(町がそのおそれがあると判断した場合を含む。)

ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害(誤薬、与薬もれ等を含む。(個人が特定できるものに限る。))を受けた場合

イ 利用者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

(1) 医療の診察を有しない比較的軽易なけがの場合

(2) 老衰等により死亡した場合

3 前2項にかかわらず、町から報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
- (2) 事業所名、所在地、管理者名、電話番号
- (3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、保険者名
- (4) 事故発生時の状況
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の概要(考えられる原因等を含む。)
 - エ 利用医療機関(医療機関名、電話番号、診断内容等)
 - オ 事故時の対応状況(家族等への対応含む。)

- (5) 事故後の状況
 - ア 利用者の状況(事故対応後)
 - イ 損害賠償等の状況
 - ウ 再発防止への取組
 - エ その他

2 報告は、事故報告書(別記様式。以下「報告書」という。)により行う。ただし、途中経過の報告については、この限りでない。

(報告の対象)

第5条 事故報告は、事故当事者である介護サービス等利用者が本町被保険者である場合及び町内に所在する事業者において事故が発生した場合とする。

(報告の手順)

第6条 報告書は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、町に報告書を提出し、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所にも、同様の報告を行うものとする。

イ 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を報告書により町に遅滞なく提出するものとする。

ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の報告書に記載するものとする。

(町における対応)

第7条 町は報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 事故対応は、事故当事者が本町被保険者である場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携を図るものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 町は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)」第5条の規定に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く。)において発生した事故についても、本要領に準じて、報告を求めることができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記様式 (省略)